

平成 25 年 12 月 11 日

厚生労働大臣
田村憲久様

統合医療を普及・促進する議員の会
柔道整復師小委員会

消費税率引き上げにおける療養費改定について

平成 24 年 8 月 22 日に公布された「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成 24 年法律第 68 号）」は、急速な少子高齢化や経済状況が大きく変化する中で、社会保障の安定財源確保と財政健全化を目指す観点から、消費税法を改正し、消費税収の使途を明確化するとともに、平成 26 年 4 月と平成 27 年 10 月の 2 回にわたる消費税率を引き上げることを予定している。

この消費税率引き上げによる医療機関の負担増に対しては、消費税率 8% への引き上げ時には、過去の消費税導入時や 5% への引き上げ時と同じく、診療報酬の上乗せで対応する方向性が示されている。

については、柔道整復療養費に関しても、消費税率 8% への引き上げ時においては消費税対応分の改定率も踏まえて、適切な措置を講ずるよう決議する。

以上